

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年五月二十四日

指令川建セ第〇六〇〇一〇号

二 検査済証番号

令和六年七月十八日

川建セ第〇六〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字子ノ神八百七十一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市脇田本町二十三番地三 パテラ川越二〇五号室

清水 翼